

空家問題

土地家屋調査士がお役に立ちます。

土地家屋調査士は、空家対策について市区町村の皆様と一緒に取り組みます。住民の皆様や市区町村ご担当者様からの相談にいつでも応じます。

1 土地境界の確定

土地家屋調査士は、土地の境界の専門家です。

土地家屋調査士は、境界の専門家です。

様々な資料や現況から境界を探し出すとともに、境界に関する情報を分析・管理することにより、境界紛争を予防します。

2 空家対策事業の推進支援

土地家屋調査士は、まちづくりのお手伝いをします。

土地家屋調査士は、地域に根ざし、日々、土地や建物の現況について調査・測量をしている視点から、長期不在の家屋や土地の境界について、的確な助言を行います。

協議会への参加等を通じて市区町村と連携します。

空家対策事業の内容について所有者に説明します。

3 空家化の予防

土地家屋調査士は、空家対策に関する情報を積極的に提供します。

土地家屋調査士は、地域の空家に関する情報の把握に努めます。

土地境界を扱う通常業務の中で、周辺の土地建物の状況を収集する機会が多く、空家情報にも接することが多々あるところから、正確な建物情報（所在・構造等）を登記に反映させることにより、空家の管理を推進し特定空家化を防ぎます。



日本土地家屋調査士会連合会

所在地 〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
t el. 03 (3292) 0050 fax. 03 (3292) 0059
e-mail : rengokai@chosashi.or.jp <http://www.chosashi.or.jp>

